

令和5年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 1号 令和4年度定期監査報告（第3次）について
- 第 5 報告第 2号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 6 議案第 2号 羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第 7 議案第 3号 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 8 議案第 4号 羽幌町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 8号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 羽幌町指定金融機関の指定について
- 第13 議案第13号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）
- 第14 議案第14号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第15号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第16号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第17号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第 5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第 6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算
- 第23 議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24 議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第26 議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算

- 第27 議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
 第28 議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
 第29 議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算
 第30 発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君 |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君 |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君 |
| 7番 小 寺 光 一 君 | 8番 逢 坂 照 雄 君 |
| 9番 舟 見 俊 明 君 | 10番 村 田 定 人 君 |
| 11番 森 淳 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|---------------------------|-----------|
| 町 長 | 駒 井 久 晃 君 |
| 副 町 長 | 鈴 木 典 生 君 |
| 教 育 長 | 山 口 芳 徳 君 |
| 監 査 委 員 | 熊 木 良 美 君 |
| 農業委員会会長 | 入 江 雄 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 渡 辺 博 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 敦 賀 哲 也 君 |
| 地 域 振 興 課 長 | 清 水 聡 志 君 |
| 財 務 課 長 | 大 平 良 治 君 |
| 財 務 課 主 幹 | 熊 谷 裕 治 君 |
| 町 民 課 長 | 宮 崎 寧 大 君 |
| 福 祉 課 長 | 木 村 和 美 君 |
| 健康支援課長 | 鈴 木 繁 君 |
| 健康支援課 地域包括支援 センター室長 | 奥 山 洋 美 君 |
| 建 設 課 長 | 金 子 伸 二 君 |
| 建設課主任技師 | 石 川 隆 一 君 |
| 建設課主任技師 | 笹 浪 満 君 |
| 建 設 課 主 幹 | 上 田 章 裕 君 |

| | |
|---------------------------|--------|
| 上下水道課長 | 棟方富輝君 |
| 上下水道課主幹 | 竹内雅彦君 |
| 農林水産課長 | 伊藤雅紀君 |
| 商工観光課長 | 高橋伸君 |
| 天売支所長 | 門間憲一君 |
| 焼尻支所長 | 佐々木慎也君 |
| 学校管理課長 兼学校給食 センター所長 | 酒井峰高君 |
| 社会教育課長 兼公民館長 | 飯作昌巳君 |
| 監査室長 | 三上敏文君 |
| 農業委員会 事務局長 | 伊藤雅紀君 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 敦賀哲也君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 豊島明彦君 |
| 総務係長 | 嶋元貴史君 |
| 書記 | 逢坂信吾君 |
| 書記 | 佐藤諒輔君 |

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

本日の発言通告者は、1番、金木直文君、1名であります。

それでは、発言を許します。

○1番（金木直文君） それでは、質問をさせていただきます。

学校給食の現状と給食費の無償化について伺います。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすとして、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実、学校における食育の推進を図ることを目的として実施されています。この学校給食に関して、以下質問をいたします。

1、新年度の教育行政執行方針には食育の推進、地場産物の活用をうたっていますが、どのような内容でしょうか。これまでと違う新たな取組などはありますか。

2、羽幌町では令和3年12月に学校給食の適正かつ円滑な運営を図り、安全、安心な学校給食を提供すること、また学校給食費の徴収、管理業務を町で行うことにより教職員の多忙化の解消を図り、児童・生徒と向き合う時間など、教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、学校給食費を公会計とする条例が制定されました。まだ年度途中ではありますが、私会計から公会計への移行は順調に行われたのでしょうか。未納者の状況に改善が見られているのでしょうか。

3、ある自治体では、学校給食の調理員の確保が困難となってきたことなどから、民間事業者へ運営を委託する検討がされていると聞いていますが、羽幌町での現状はどうでしょうか。

4、ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響も相まっての諸物価高騰は家庭生活をはじめとしてあらゆるところへの影響が懸念されます。経済的な困難を抱えている子育て世帯への影響は殊さら大きいと考えます。日本農業新聞調べでは、今年度全国約1,600市区町村のうちの3割、451自治体で給食費を無償化したと報道され、そのうちの6割は臨時交付金を活用しています。困窮世帯には就学援助制度の利用を広めていくことも重要ですが、制度の対象外だと思ったり、負い目や引け目から制度を利用しない人もいます。こうした人たちも含めた支援を考えると給食費の無償化が必要ではないでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の食育の推進と地場産品の活用についてであります。現在食育につきましては毎月発行する給食だよりにおいて、食に関する知識や望ましい食生活に関する情報などを掲載し、生活における健全な食生活の必要性などを指導しておりますほか、他の教科で行っております野菜などの栽培体験等を通じ、食育の推進に努めているところであります。また、地場産品の活用につきましては、令和4年度からの給食費の公会計化に合わせて町独自に地場産品の購入に係る予算を設け、季節に応じて地域に関する食材を給食で提供しているところであります。このことから、次年度において新たな取組を行うというのではなく、これまでと同様の取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

2点目の学校給食費の公会計への移行についてであります。移行につきましては順調に行われているものと考えているものの、まだ1年が経過しておりませんので、今後また次年度以降において効率化や改善が考えられる事務につきましては随時取り組んでまいりたいと考えております。また、未納者の状況として児童・生徒の給食費の納入に当たりましては、ほぼ全ての保護者に口座振替手続を行っていただいているほか、未納があった際の対応等からも私会計時と比較し、未納者は減少しております。

3点目の業務の運営委託についてであります。当町においても望ましいと考えられる調理員の数確保が確保されておらず、常に募集している状況にありますが、代替調理員を含めながら対応しているなど、現時点では問題等がありませんことから、運営委託につきましては考えておりません。

4点目の給食費の無償化についてであります。昨今の物価高騰が多くの家計に影響を及ぼしている中で、就学援助対象世帯につきましては当制度が有効に活用されているものと理解しております。その中で給食費の無償化につきましては、当町の歳入ベースで申し上げますと約2,500万円の財源確保が毎年度必要となり、財政的にも十分な協議が必

要となりますことから、現時点での無償化は考えておりません。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、お聞きしたかった大きなところは学校給食に関わって今年から新たに変わった公会計へと切り替わったことに対するその影響状況、そのことと以前、5年前になりますけれども、1回学校給食の無償化どう考えるかということも聞きましたが、そのことが大きいところなのですが、一応表題としては学校給食の現状というふうにうたいましたので、前段幾つかその現状に関わっての質問を交えさせていただきたいと思います。

よく数年前から言われているのに子供の貧困という言葉が言われるようになりました。それ以降コロナ禍でそんな言葉がどこか飛んでしまったという感もないわけではないですが、厚生労働省では2019年に国民生活基礎調査というものを行って、その結果が発表されて、その後近年では内閣府でも同様の調査も行っているのですが、そのときの結果として特に子育て世帯では7人に1人が相対的な貧困状態にありますという結果が出ました。それによって子供の貧困という言葉が盛んに言われるようになったわけです。特に独り親家庭においては、2人に1人が貧困だというふうに言われる。こうした状況の下において、学校給食は心身の健全な発達に資するというものでありますので、この食事の面に関しても非常に大きな役割を果たすものとなってきていると思います。

相対的貧困というのもちよとなかなか聞き慣れないのですが、その国の平均的な生活水準の可処分所得の中間値、中間ぐらいの金額の半分もないというような家庭が、中間の可処分所得よりも下回っているという世帯を相対的貧困の状態ということなのでありますけれども、町としては学校給食において食育指導を進めていくというわけですから、実際にはどのような食事の状態なのか、給食だけではなくて子供たちの例えば朝食をきちんと取ってきているのかとか、そういった貧困の状態なども調査をすれば言ったら大げさですが、そんなような状況も見ていけるような取組、アンケートなのか調査なのか分かりませんが、子供のその状況、食の状況なども、実態を探るような取組などはこの間されているかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

学校給食のお話とちょっと異なるとは思いますが、まず朝食の取っている、取っていないにつきましては、毎年度学力・学習状況調査というものが文部科学省のほうで行われまして、その中の児童・生徒を対象にした調査の中で、学年は1学年しか対象にはならないのですが、朝食を取っているか、いないかというような調査を行われておりまして、その数値につきましては学校単位で把握をしています。ただ、どんな結果につきましても今数字を押さえていないのですが、把握としてはそういう形では押さえ

ております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。具体的にそこまでの質問は、項目は上げていなかったのですが、分かりますけれども、やはりよく言われているのは、ふだんの日には学校給食があるので、お昼、昼間の間は何とかなるけれども、例えば長期休暇となる夏休み、冬休みなどを終えて学校に出てくると子供が痩せているだとかいうようなことも報道、実際羽幌であるかどうかは私も実態は分かりませんが、そういった視点での調査も見ていく必要があるのかなと思っております。

地場産品の活用も以前から行っているのだらうと思っておりますけれども、町独自に係る予算を設けたというふうに答弁でありますけれども、町独自に設けたということは、その分は町で負担をしているということなのか、その辺ちょっと確認させていただきます。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

一部保護者のほうから集めている収入のほかに町として予算を設けておりますので、町のほうで負担をしているという形になっております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。その金額は、全体に対しての占める割合というのはどの程度の町の負担見ているのか、その傾向としては毎年ばらつきがあるのか、それとも徐々に増やしていった傾向にあるのか、その辺の傾向も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、地場産品の活用という部分につきましては、保護者からいただいているお金の中でお米は羽幌産米ということにこだわって、それはいただいている給食費の中で対応したいと考えているのですが、そのほかに野菜ですとか、漁協であればカジカとかカスベの空揚げだとか、そういうものを今年から新たに活用いたしまして、今年度予算として50万円をこの活用分として予算措置いただいておりますので、それをできるだけ活用をしながら児童・生徒の皆さんに地場産品を提供したいということで考えております。

この額につきましては、5年度につきましても同じ金額を予算計上させていただいておりますので、次年度以降も同じ形でできるだけ子供たちにも地域の食材に親しんでいただくという取組は継続していきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。50万円、金額がどうこうはここで言うのは控えておきますけれども、地元のを羽幌の子供たちに食べてもらうというのは非常に大事なことでありますし、そういう町の方、団体から提供いただくものだけではなくで、お米なども羽幌町産も使っているかなと思っておりますが、そういったものも合わせれば羽幌町

産のものももっともっと多く使われているのかなと思います、やはり可能な限り、50万と言わずもっと増やしていただきたいという気持ちも込めて発言をさせていただきたいと思います。

公会計への切替えについてもお聞きをしました。現況やその経過についてお聞きしました。年が明けたので、2年前になりますが、令和3年11月の文教厚生常任委員会で初めて説明がなされたのですが、そのときに給食費の未納者への対応どうするのかと、どのように対応していくのかというようなことで結構質疑が交わされていたと記憶しています。一応会議録も確認はしてみたのですが、答弁では私会計時と比べて、比較して未納者は減少しているということでお答えいただきましたけれども、これも一つの公会計へ切り替えた効果なのかなというふうに見ていいのかなと思います。実際そのときには、委員会では未納者に対しては児童手当からの引き去りも可能となるとか、最終的には法的な措置も取ることになるかな、そういうようなことも説明があったと思いますけれども、児童手当から引き去りをしたり、法的措置までというような、そんな実態というかな、実際にはどうだったのか、まだそこまではやっていないけれどもということなのか、その辺も、ちょっと個人的なことになると聞きづらいのですが、可能なお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、児童手当の活用につきましては、本年度につきまして未納となっている方が実際おりました。その中でその後の納入計画と申しますか、ご相談をしていく中でこういう制度もありますということをご紹介しましたところ、複数の方がこの制度を活用してお支払いするというので、この手当からお支払いするという方はおります。

また、今年度につきましても未納の方はいらっしゃるのですが、全ての額を未納となっている方はいらっしゃらなくて、未納となった段階でこちらから文書を出しまして、その後保護者と接触をしながら計画的な納入をしていただいておりますので、法的な手続というまでは事例はございません。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。そういった対応を取ることができているのも公会計へ切り替えたことによる結果だということを押さえていいのかなと思います。そういうふうには受け止めさせていただきます。

このとき、当時のその常任委員会の中では説明で給食費についても金額について説明がされていたのです。小学生では1食272円、中学生では1食327円というふうに説明していましたが、食費の金額はその都度変わることもあるのだらうと思うのですが、現在の金額はこれも当時と一緒なのか、もう金額が変わっているのか、その辺現在の金額教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えします。

現在の金額につきましても、当時の説明とは変わっておりません。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。いろいろ諸物価高騰の折、頑張っておられるのかなと思います。ちなみに、年間の金額教えていただけますか、すぐ出ますか。小学校年間の額、中学校の年間の額。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） 今年度につきましては、年間200食を想定した中で皆さんにまずお支払いいただくということで、200食掛ける272円で5万4,400円で、中学生であれば200食という中で327円掛けますと6万5,400円という年間の負担となります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。5万円と6万円ですね。決して安くはないと言うべきなのか、人それぞれなのかもしれませんが、変わっていないということですので、納入状況にも、もしも値上げされているのであれば、納入するのも大変になっているのかなという状況も聞こうかなと思ったのですが、それは割愛をさせていただきます。

学校給食の業務についてもお聞きをしました。業務形態です。現時点では運営の委託は考えていないというお答えでしたけれども、ただ調理員の数は十分には確保されていないということも述べられています。調理員の方は恐らく臨時的な職員というのか、パートの方が多いいのかなというふうに推察しますけれども、なかなか十分に集まっていられないその不足の原因というふうには、どのようにお考えになっているのですか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

中には勤務をしてやっているとどうしても短時間で給食を作ると、時間に限られた作業になるものですから、体力的に厳しいというようなお話だと聞いておりますので、そういうことが一つの要因かなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 勤務のその内容、体力的な問題等々でなかなか敬遠されるということもあるのかもしれませんが、報酬の面ではどうなのでしょう。時給幾らなのか、1日幾らなのか報酬の体系は分からないのですが、特別低いということもないのでしょうか。なかなかこういった調理員の皆さん集まっていられない理由にその報酬の金額というものもあるのではないかな、場合によっては引上げをするということも一つの案ではないかと思うのですが、そのことについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（森 淳君） 学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

報酬額につきましては、町の会計年度任用職員ということですので、それに乗った給与表を使っております。ですので、国の規定に準じた額をお支払いしているとい

う状況にあります。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 会計年度任用職員の規定に沿ってということですが、その職種によってはなかなか人が集まらないという場合にはちょっと金額に差をつけるとか、そういうことは可能なではありませんか。その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

最後のご質問ですが、先ほど酒井課長からも答弁ありましたとおり、基本的にはその給与体系に基づいた報酬の決定となっております。事務職、労務職というのですか、それ別に定めてはいるのですけれども、同様の給与体系というふうになっておりますので、本当に特殊なもの以外については基本的には皆さん同じような形の支払い方法になるかというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 分かりました。現在はそういう考えで運営されているというのは理解をしました。それでもなかなかこの先、今の代替ですか、で何とか乗り切ってはいるようですけれども、いよいよ人が集まらなくなってきたという場合にはそういった方向も探りながらの募集とかいうことも考えることも排除しないでいただきたいという希望を申し上げておきたいと思います。

1 つ具体的には聞いていないことを言うと怒られるかもしれないのですが、一応学校給食業務の現状ということでちょっと可能であればお聞きしたいなと思うのですが、緊急時、学校給食だから無理だと言われたらそれまでなのですが、例えば地震や台風や大雨といった緊急の災害時において、その避難所の給食業務をもし可能であれば、学校給食センターで非常時、災害時のそういった業務や役割という面で担うということは全く無理なのかどうか、学校給食センター業務として、そう簡単ではないでしょうけれども、そんな検討もしたことがあるのかどうかぐらいでももし聞けたらなと思いますが、よろしく願います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校給食センター所長、酒井峰高君。

○学校給食センター所長（酒井峰高君） お答えいたします。

施設の性質上、まず規定上難しい部分があるのと、災害発生時も学校が運営される限り給食はやっぱり提供していきたいという部分がありますので、その中で避難者用の食事を同時に作るということもちょっと今のところ難しいかなというふうに捉えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） すみません、突然変なことを聞いたなと思われるかもしれないのですが、1つ今回質問を準備するに当たって私書き忘れた部分ありまして、やっぱり学校給食の業務についていろいろ考える中ではこういった視点も持つべきだということをちょっと何かで見たものですから、お聞きしました。

最後無償化の件に行くのですけれども、ちょうど5年前の一般質問でもお聞きをしました。当時5年前の数字もたしか言ったと思うのですが、無償化を実施している自治体数29年度までに全国で83市町村、道内では17市町村というふうに私は紹介をしましたけれども、その後年度で言えば4年度経過をしまして、令和4年度、日本農業新聞の報道では全国451自治体、北海道内51自治体、83から451、17から51というふうにもう着実に間違いなく増えております。

また、ある調査では道内の市でも美唄市、根室市、歌志内市、紋別市の4市も含めて無償化を実施しているというふうな報道も目にしました。やはり冒頭貧困の率のことを言いましたけれども、最新のOECDでも同様のデータを出してしまして、このときもさらに貧困率が上がっておりまして、15.7%、6.4世帯に1世帯が貧困だというふうに述べられています。こういった状況で影響出るのはもちろん学校給食だけではないのかもしれないけれども、特に義務教育においてはご承知のように日本国憲法第26条にあるように教育はこれを無償とするというのがやっぱり原則なのだろうと思います。

学校給食法というのがあって、これではちゃんと負担区分が明確に分けられていて、食材については各家庭の負担ということになっておりますけれども、これもやっぱり時代的な背景がありまして、本来は憲法で無償としたのだけれども、学校給食法が制定された昭和29年当時はまだそまでの国の全体の財政の維持といいますか、充実度がまだ不十分であって、その食材費まで無償とするというふうにはできなかったのだとする説もあるようです。今この状況は、今の状況は少子化の状況が進んでおりますし、子育て支援をもっと充実させていこうということを考えるのであれば、財政の財源の見通しさえ何とかつけられるのであれば、やはり無償化への道を探っていくべき時代ではないかと思いません。

5年前も似たようなことは教育長にお聞きしたと思うのですけれども、財源の見通しさえつけば無償化への道を探っていきますよという同じ認識でおられるかどうか、ちょっと

確認させていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 給食費の無償化についてでありますけれども、確かに近年無償化にする自治体増えているようでありまして、ただ先ほどおっしゃっていた数字については、このコロナ禍での臨時交付金を活用してというのがかなりの数ありますので、それほど、おっしゃるほど伸びていないということだというふうに認識をしております。

それと、給食費につきましてはやはり財源的な問題が非常に大きい。小さい自治体であればなおさらそういった部分の負担というのが大きいので、慎重に進めなければならないというふうに考えておりますし、現状で言いますとまだ管内的にも行っている、無償化しているのは一応遠別町が臨時交付金を用いた中で4年度までは行っていますが、5年度以降は全額負担ということにはならないということです。管内的に無償化しているところは今ございません。そういう中でやはり羽幌町も財源が本当に許せば考えられなくはないと思うのですが、そういった厳しい財政の中ですので、突出して進めていくという、今考えはございません。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 慎重な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

はなから否定はされてはいないのかなというふうに受け取らせていただきますが、同じようなことをぜひ駒井町長にもお聞きしたいと思うのですが、新年度子供の医療費18歳まで拡充をさせていただいて、それは非常によかったと思うのですが、その財源としてはふるさと納税の寄附金ということでありまして、合わせてと言ったら、学校給食についてももし今すぐ使うとしたら、やはりふるさと納税の寄附金ぐらいしか私も思い浮かびませんが、年間1億から2億ぐらいの間で推移しているというふうに私は認識しておりますけれども、昨今のこの徐々に自治体の無償化に向かう自治体が増えていることを考えれば、例えば北海道が実施する市町村には半額を出しますとか、3分の1出しますといったようなことも絶対ないとは思えないですし、新年度から東京都内23区でも結構幾つかの区自体で無償化に取り組むというふうな報道も聞いておりますし、全国的に進めばいろんな状況も変化もあるだろうと思います。当面はふるさと納税の寄附金というところかなと思います。町長のこの給食費無償化についての考えなどはどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 給食費の無償化につきまして、町としてはどうかというご質問でございますが、当然教育委員会とも答弁調整でいろいろ打合せしておりますので、教育長が申し上げましたとおりでございます。ふるさと納税についても言及されておりますが、現在様々に振り分けて使っておりますし、当町では早くから子供のワクチン接種、度忘れして申し訳ないですけれども、任意の予防接種、それについて早くから取り組んでいるところでございますので、そういった形で使っておりますので、なかなか厳しいものがある

うかと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 分かりました。私も今回 2 回目、今期の任期中は最後の一般質問にもなりますので、5 年前、5 年たったということもあって改めて昨今の状況を交えながら考えをお聞きしたかったというところであります。ぜひとも管内でももし動きがあればそういった状況も見ながら、次なる第一歩をもうちょっと 1 歩、2 歩進めたような検討、考えなどもしていただけるように最後期待をいたしまして、発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森 淳君） これで 1 番、金木直文君の一般質問を終わります。

◎報告第 1 号

○議長（森 淳君） 日程第 4、報告第 1 号 令和 4 年度定期監査報告（第 3 次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君） ただいま議題となりました令和 4 年度定期監査報告（第 3 次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第 9 項及び羽幌町監査基準第 14 条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、平山監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、令和 5 年 1 月 23 日から 1 月 26 日までの 4 日間にわたって、商工観光課、建設課、農業委員会、農林水産課、上下水道課の 5 機関を対象に、平山監査委員と共に実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2 ページをお開き願います。以下、12 月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。（1）、農地法等に基づく取扱処理状況であります。耕作目的による権利移動など処理件数の合計は 78 件となっております。

次の（2）、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で 113 人となっております。

（3）の契約状況は説明を省略させていただきます。

次に、3ページを御覧願います。農林水産課について申し上げます。(1)、農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は25件で、補助金は2億1,758万3,644円であり、昨年と比較し約3億円の減少となっております。これは、農業区分におきます農山漁村活性化整備対策事業による米穀集出荷貯蔵施設整備3億683万6,000円の減が主な要因であります。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕から、次の4ページの②、業務委託までにつきましては記載のとおりでございます。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

次の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況であります。昨年と比較し、合計で75人増加しております。

5ページを御覧願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。上段の表には令和3年11月末から令和4年11月末までの各月における移動数を出生年、要因別に記載しております。表の右、合計欄には月ごとの飼養頭数を記載しております。令和4年11月末の頭数は、昨年11月末の206頭から3頭増の209頭となっております。内訳につきましては、下段の表を御覧願います。増加は出産の169頭と種畜購入による2頭、減少は肉羊売却が86頭、へい死が82頭となっております。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に對しまして利用件数は合計46件、融資残高は2億3,679万1,000円で、利用率は33.83%となっております。

(2)、契約状況につきましては記載のとおりであります。①、修繕及び③、工事請負の区分におきまして、いきいき交流センターに係る空調設備取替え修繕1,419万円、出入口改修工事1,573万円が主な内容として含まれております。

7ページを御覧願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入額3,705万7,252円、支出額2,867万478円で、収入額から支出額を差し引いた形式収支は838万6,774円となっております。

次の(4)、焼尻発電所運転保守業務受託事業につきましては、保守業務委託の契約金額は4,926万3,500円となっております。なお、営業・配電事業及び諸費用につきましては実績精算額となっており、収入済額の合計は3,993万1,256円であります。

8ページをお開き願います。(5)、令和4年12月末現在の商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は77件で、9,930万3,017円となっております。内訳は、労働関係2件、商工関係19件、観光関係10件、また新型コロナウイルス対策事業分として、商工関係の46件であります。本年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が継続された中で、観光関係の事業では羽幌甘エビまつり、天売ウニまつり、焼尻めん羊まつりなど10件の補助金が交付されております。新型コロナウイルス対策に係る支援事業補助金につきましては、商工関係で消費活性化対策プレミアム商品券事業を1

件として3,790万円、貨物運送関係支援で20件、578万円、また土木建設関係支援25件、510万円、合計で46件、4,878万円の補助金が交付されております。

(6)、観光施設等入り込み状況では、新型コロナウイルスの影響が縮小され、昨年度同期と比較し、4万449人増の15万4,218人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況ですが、会場を設営した事業開催は行っていないため、入込数が把握できないとし、中止扱いとなっております。

次に、9ページを御覧願います。建設課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内訳は記載のとおりであります。③、工事請負におきまして、土木関係の産業廃棄物安定型最終処分場埋立工事が設計変更後の契約金額1億4,292万3,000円で、令和4年度が3か年継続の最終年度として契約されております。なお、今年度の事業分は昨年度より1,285万9,000円減の4,094万2,000円、またスポーツ公園陸上競技場改修工事の1億1,607万2,000円が主な事業となっております。

土木関係全体での契約金額は7,612万円増加し、1億9,327万円となっております。

建築関係におきましては、合計で昨年度より1億3,328万7,000円増加し、2億8,550万5,000円となっております。この主な要因は、羽幌町総合体育館外部改修工事の増によるものであります。

河川関係につきましては、昨年度より281万6,000円増加し、495万円となっております。

工事請負全体では、2億1,599万6,000円増の4億8,749万8,000円となっております。

10ページをお開き願います。(2)の道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(3)、建築確認申請であります。12月末現在の新築、増築合わせた件数は5件で、現時点におきまして昨年度と比較しますと表の右下、増減欄のとおり、新築は11件の減、増築が1件の減、合計で12件の減となっております。

11ページを御覧願います。(4)、町道舗装整備状況につきましては、実延長、舗装延長及び舗装率につきましては、前年度との変更はありません。

(5)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度からの変更はありません。

次に、12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道事業、(1)、契約状況であります。内訳は記載のとおりでございます。③の工事請負は、前年度より2,832万1,600円減少し、5,877万1,900円となっております。これは、主に浄水場シーケンサ装置関係更新工事請負費における2,483万8,000円の減が主な要因となっております。

13ページへ移りまして、2の下水道事業、(1)、契約状況の③、工事請負につきましては、昨年度とほぼ同額の2,075万7,000円となっております。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。令和4年度は、12月末までの水洗便所改造戸数は公営住宅、一般住宅合わせて15個であります。内訳は記載のとおりであります。

なお、下水道の普及状況であります。12月末現在、普及率85.3%、水洗化率73.8%であります。水洗化率では昨年度より0.7ポイント増加しておりますが、これは転出等により接続済み人口よりも接続可能区域内人口の減少人数が格段に多かったことによるものであります。

15ページを御覧願います。②、水洗便所改造等資金貸付状況では、令和4年度12月末までの貸付はありません。累計で37件、貸付金額の総額は2,593万円となっております。

3、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和4年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 令和4年度定期監査報告(第3次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第2号

○議長(森 淳君) 日程第5、報告第2号 専決処分報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第

2項の規定により報告する。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定につきまして、別紙のとおり専決処分をしたので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解の相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

次に、和解の内容につきましては、1、羽幌町の過失割合を100%とする。

2、羽幌町は、損傷させた相手方車両を原形に復す費用を負担する。

3、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申立て等はない。

次に、損害賠償額は34万円で、全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要について申し上げます。発生日時は、令和4年12月23日金曜日、午後2時頃でありまして、発生場所は羽幌町字中央405-1、羽幌町民スキー場でございます。

事故の発生状況でございますが、当町会計年度任用職員が当該スキー場ロッジ周辺を圧雪車で運転作業中、後退した際に駐車していた相手方車両のフロントガラス及び屋根周辺に衝突し、破損、損傷させたものでございます。

なお、相手方とは対物賠償に関する示談書を交わしまして、2月8日に専決処分をしたものでございます。

事故発生後におきましては、当該職員に対しまして運転作業中の安全確保に関する指導を行ったところでございますが、今後このような事故を繰り返さないよう再発防止により一層努めてまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任に関する専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第2号 羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第2号 羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例。

それでは、制定内容につきまして、別途お配りしております議案説明資料：議案第2号、羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例（要旨）に基づき説明させていただきます。なお、説明資料の4ページ以降に新旧対照表がございますが、関係条例の新旧対照表となっており、左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

それでは、議案説明資料要旨1ページを御覧願います。先ほどの提案理由でも述べさせていただきましたが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることになりましたことから、現行の羽幌町個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

まず、第1条の趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条の定義でございますが、第1項において町の機関を規定し、第2項において第1項以外のこの条例における用語の定義を規定しております。

次に、第3条の個人情報取扱事務登録簿でございますが、改正法においては個人情報ファイル簿の整備について規定をしておりますが、条例で定めるところにより個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成及び公表することができることとされております。このため、現行の羽幌町個人情報保護条例で規定している個人情報取扱事務登録簿について適正な個人情報の取扱いに資する観点から、引き続き利用することとするため、その内容を規定するものであります。

次に、第4条の開示の請求の手続でございますが、個人情報の開示請求について法律で定めるもののほか、規則で定めるものとしております。

次に、第5条の開示決定等の期限に関する特例でございますが、開示決定等の期限につきましては、改正法では開示請求があった日から30日以内、開示請求が著しく大量である場合の開示決定等の期限の特例として60日以内とされておりますが、改正法の範囲内で期限の設定ができますことから、開示請求者の利便性を図る観点から、現行条例と同様に30日以内を15日以内に、60日以内を45日以内と定めるものであります。

次に、第6条の開示請求等に係る手数料等でございますが、個人情報の開示制度を利用しやすい制度とするため、現行条例と同様に開示請求時の手数料は無料とし、開示の際に必要な写し等の交付については実費相当分のみ徴収することとするものであります。

2ページをお開き願います。第7条の訂正請求の手続でございますが、個人情報の訂正請求について、法律に定めるもののほか、規則で定めるものいたします。

次に、第8条の利用停止請求の手続でございますが、個人情報の利用停止請求について、法律に定めるもののほか、規則で定めるものいたします。

次に、第9条の羽幌町情報公開・個人情報保護審査会への諮問でございますが、改正法では、条例で定めるところにより個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認めるとき等は、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされております。個人情報の適正な取扱いのため、第1号から第4号に掲げる事項について、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することができる旨を定めるものであります。

次に、附則でございますが、附則第1条の施行期日は、令和5年4月1日から施行します。

附則第2条の羽幌町個人情報保護条例の廃止については、現行条例の廃止について規定するものであります。

附則第3条の羽幌町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置についてであります。令和5年4月1日から本条例が施行されるとともに、現行条例の廃止に伴い施行日前後における個人情報保護制度の取扱いについて定める必要があるため、罰則を含む経過措置を設けております。

第1項は、本条例の施行の際、現に委託先において個人情報を取り扱う事務に従事している者、または本条例の施行前に従事していた者に係る当該事務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、本条例の施行後も従前の例によることとするものであります。

第2項は、本条例の施行の際、現に指定管理者である者、もしくはその管理する公の施設の業務に従事している者、または本条例の施行前に指定管理者であった者、もしくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る当該管理業務に関して知り得た個人情報を漏らし、不当な目的に使用してはならない義務については本条例の施行後も従前の例

によることとするものであります。

第3項の本条例の施行日前に請求された公開、訂正、利用停止請求については、従前の例によることとするものであります。

次に、第4項ですが、第1号から第3号に掲げる者について、本条例の施行前において保有していた個人の秘密に属する個人情報ファイルを正当な理由なく、本条例の施行後に提供、漏えいした場合における罰則を規定するものであります。

3ページを御覧願います。第5項、第4項各号に掲げる者が本条例の施行前において保有していた個人情報を本条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供、漏えいし、盗用した場合における罰則を規定するものになります。

第6項、現行条例の廃止前に行われた違反行為の罰則の適用については、従前の例によることとするものであります。

次に、附則第4条の羽幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてであります。現行条例の廃止に伴う個人情報の取扱い等に係る関係する条項について、法の規定に基づき所要の整備を行うものであります。

次に、附則第5条の羽幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置についてであります。本条例の施行の際、現に指定管理者である者、もしくはその管理する公の施設の業務に従事している者、または本条例の施行前に指定管理者であった者、もしくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る個人情報の取扱いの義務については、本条例の施行後も従前の例によることとするものであります。

次に、附則第6条の天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。現行条例の廃止に伴う個人情報の安全管理及び秘密保持の義務に係る関係する条項について法の規定に基づき所要の整備を行うものであります。

次に、附則第7条の天売高校学生寮の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置についてであります。本条例の施行の際、現に天売高校学生寮の管理人等である者、または本条例の施行前に管理人等であった者に係る秘密保持の義務については本条例の施行後も従前の例によることとするものであります。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第3号 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第3号 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の組織及び調査審議の手続等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例。

それでは、制定内容につきまして、別途お配りしております議案説明資料：議案第3号、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例(要旨)に基づき説明させていただきます。

それでは、議案説明資料1ページを御覧ください。本条例の制定につきましては、先ほどの提案理由のとおりですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たな個人情報保護制度の下本審査会が設置されるものであります。このことから、現在設置されております審査会は羽幌町情報公開条例の規定に基づき設置されておりますので、情報公開条例に基づく審査会は廃止し、本条例において新たに審査会を設置しようとするものでございます。

それでは、第1条の趣旨でございますが、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとしております。

続いて、第2条の設置でございますが、情報公開制度における審査請求及び制度の適正かつ円滑な運用や、個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適切な取扱いの確保について調査審議するため審査会を設置することを定めるものであります。

続いて、第3条の定義でございますが、本条例における第1号の諮問庁、第2号の公文書、第3号の保有個人情報に係る用語の意義を定義するものであります。

続いて、第4条の所掌事項でございますが、審査会の調査審議事項について定めるものでございます。

第1号は、羽幌町情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等または開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項。

第2号は、実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項。

第3号は、個人情報保護法の規定による諮問に応じ、開示決定等または開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項。

第4号は、羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例第9条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項。

第5号は、羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等または開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項。

第6号は、議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項となります。

続いて、第5条の組織でございますが、審査会は委員5人以内をもって組織することを定めるものでございます。

続いて、第6条の委員でございますが、委員は優れた識見を有する者から町長が委嘱するものとし、委員の任期は2年とすることや、2ページをお開き願います。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とすることなどを定めるものであります。

続いて、第7条の会長でございますが、会長の設置及び選任方法等や職務代理の指名について定めるものであります。

続いて、第8条の審査会の調査審議でございますが、審査会の調査審議は、条例の定めるところにより実施するものとするとしております。

続いて、第9条の審査会の調査権限でございますが、審査会は審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し関係書類等の提示を求めることや、審査請求人や参加人、または諮問庁に意見書や資料の提出を求め、関係者に事実を陳述させること等、必要な調査をすることができる旨を定めるものであります。

続いて、第10条の意見の陳述でございますが、審査会は審査請求人等から申出があったときは、必要に応じて口頭で意見を述べる機会を与えること等を定めるものであります。

続いて、第11条の意見書等の提出でございますが、審査請求人等は審査会に対し意見書、または資料を提出、審査会が提出すべき期間を定めたときは、その期間内に提出することができることとしております。

続いて、第12条の委員による調査手続でございますが、審査会は審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、指名する委員に関係書類等の閲覧や調査、審査請求人等の意見の陳述を聞かせることができる旨を定めるものであります。

続いて、第13条の提出資料の写しの送付等でございますが、審査会は第9条第3項もしくは第4項、または第11条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当

該意見書または資料の写しを提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することができること等を定めるものであり、また審査請求人等は審査会に対し提出された意見書、または資料の閲覧を求めることができるものとし、その閲覧する際の方法等について定めるものであります。

続いて、第14条の審査請求に係る調査審議手続の非公開でございますが、審査会の行う審査請求に係る調査審議は公開しないものとするものでございます。

第15条の答申書の送付等でございますが、審査会は審査請求に係る答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申内容を公表するものとしております。

3ページを御覧願います。第16条の審査請求に係る調査審議以外の調査審議でございますが、審査会は第4条第2号、情報公開制度の運用に関する重要事項に掲げる所掌事項を遂行するために必要があると認めるときは実施機関に、同条第4号、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは町の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができます。また、特に必要があると認めるときは、それぞれの機関以外の者に対しても必要な協力を依頼することができる旨を定めるものであります。

続いて、第17条の委任でございますが、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものとしております。

続いて、第18条の罰則でございますが、第6条第4項、職務上知り得た秘密の保持の規定に違反して秘密を漏らした者に対する罰則規定を定めるものであります。

続いて、附則でございますが、附則第1条の施行期日は、令和5年4月1日から施行します。

続いて、附則第2条の情報公開条例の改正による旧審査会の廃止に伴う経過措置でございますが、第1項は本条例の施行の際、現に改正前の羽幌町情報公開条例第20条第1項の規定により設置された羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の委員である者は、本条例の施行の際に第6条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなすものであります。

第2項は、施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問は、施行日において審査会に諮問されたものとみなすものであります。

第3項は、本条例の施行の際、旧審査会が行っている廃止前の羽幌町個人情報保護条例の規定により、その権限に属された事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後引き続き審査会が行うものとするものであります。

第4項は、本条例の施行の際、現に旧審査会の委員である者、または施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第20条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も従前の例によるものとする

ものであります。

第5項は、施行日前にした行為及び前項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によるものとするものであります。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第4号 羽幌町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第4号 羽幌町情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町情報公開条例の一部を改正する条例。

羽幌町情報公開条例（平成14年羽幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示し

ております。なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては資料の説明により省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、改正内容をご説明いたします。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度と現行の羽幌町情報公開条例に基づく情報公開制度との不開示情報や字句等の整合を図るものでございます。

初めに、新旧対照表の1ページから15ページまで全体的に関係する用語等の改正を行っておりますが、具体的には公開を開示に、非公開を開示に改め、その他は字句等の整理を行っております。

2ページをお開き願います。第6条では、公文書の開示義務について規定されておりますが、不開示情報に関する整合を図るため、第2号において個人に関する情報におけるその他の記述等の具体的な内容を追加し、続いて3ページをお開き願います。不開示情報として改正後の第1号から第6号まで規定されておりますが、第2号のウにおいては個人に関する情報における不開示の例外規定として当該個人が公務員等である場合の定義に独立行政法人等の役員及び職員等を追加し、その他は字句等の整理を行っております。

続いて、新たに追加した第3号では、改正後の個人情報の保護に関する法律において行政機関等匿名加工情報に関する規定が追加されたことに伴い、情報公開法において行政機関等匿名加工情報、個人識別符号が不開示情報として追加されたことを受け、同様の規定を追加するものであります。

4ページから5ページを御覧願います。第6号を削除し、先ほど説明しました第3号を追加したことにより、現行の第3号から第5号までを1号ずつ繰下げし、改正後の第6号では現行の第5号の非公開情報に関する規定を改正後の個人情報の保護に関する法律の不開示情報の規定と整合するために改正するもので、アからキの規定を追加するものであります。

続いて、12ページをお開き願います。第20条では、審査会の設置について。

続いて、13ページをお開き願います。第21条では審査会の調査権限、第22条では審査会における事案の取扱いについて規定されております。この審査会は、現在設置されております羽幌町情報公開・個人情報保護審査会のことを指しておりますが、先ほど議案第3号でご説明しましたように改正後の個人情報の保護に関する法律により新たな個人情報保護制度の下、審査会を設置することになりましたので、これまで本条例において規定しておりました審査会に関する規定を削除するものでございます。なお、現行の第23条から、続いて15ページを御覧いただきたいのですが、第28条にかけまして審査会の規定の削除に伴い条項を繰り上げる改正を行っており、第29条における罰則の規定は本条例から審査会の規定が削除されることに伴い同様に削除するものでございます。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

適用区分、この条例による改正後の羽幌町情報公開条例（以下この項において「新情報公開条例」という。）第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等について適用する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町情報公開条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第7号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第7号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定の追加、関連規定の改正及びバス等による送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が追加されたことから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示してあります。

それでは、改正内容ですが、利用者の安全の確保を図るため、第6条の2として安全計画の策定に係る条文を追加するものであります。

次に、バス等の送迎に当たっての安全管理の徹底を図るため、第6条の3として自動車を運行する場合の所在の確認に係る条文を追加するものであります。

次に、2ページを御覧願います。感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、第12条の2として業務継続計画の策定等に係る条文を追加するものであります。

第13条第2項の改正は、衛生管理等に係る条文を明文化するものであります。なお、第6条の2、安全計画の策定等については、附則第2条にて経過措置を設けております。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、第2条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第8号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第8号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の公布に伴い、関係法令が整備されたことから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第27号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示してあります。

それでは、改正内容ですが、現在本町には家庭的保育事業等はない状況ではあります。利用乳幼児の安全の確保を図るため、第7条の2として安全計画の策定等に係る条文を追加するものであります。

次に、バス等の送迎に当たっての安全管理の徹底を図るため、第7条の3として自動車を運行する場合の所在の確認に係る条文を追加するものであります。

次の2ページを御覧願います。第10条の改正は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に係る条文の明文化及びただし書の削除であります。

次に、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本条例における懲戒に係る権限の濫用禁止を規定する第13条を削除するものであります。

3ページを御覧願います。第14条第2項の改正は、衛生管理等に係る条文を明文化するものであり、第25条の改正はこども家庭庁設置に伴い所管が厚生労働省から内閣府へ変更されることから、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものであります。なお、第7条の3、バス等の送迎に当たっての安全管理の徹底を図る自動車を運行する場合の所在の確認については、附則第2条にて経過措置を設けております。

ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。

経過措置、第2条、改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等における利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車の同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する措置

(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車のブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第8号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(森 淳君) 日程第11、議案第9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長(木村和美君) ただいま上程されました議案第9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の公布に伴い、関係法令が整備されたことから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年羽幌町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容ですが、今回多くの箇所が改正されておりますが、子ども・子育て支援法第19条第2項は削除され、法第19条第1項が法第19条となることに伴う改正と、学校教育法第25条の項が追加され、学校教育法第25条が学校教育法第25条第1項となることに伴う条項のずれに関する改正、また明文化等に伴う文言の追加、修正及び字句の修正につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、5ページを御覧願います。第15条第1項第4号の改正は、こども家庭庁設置に伴い所管が厚生労働省から内閣府へ変更されることから、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものであります。

6ページを御覧願います。民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、本条例における懲戒に係る権限の濫用禁止を規定する第26条を削除するものであります。

10ページを御覧願います。第44条の改正は、先ほど第15条第1項第4号の改正で説明したものと同じく、所管変更に伴い厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第9号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第12号 羽幌町指定金融機関の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

会計管理者、渡辺博樹君。

○会計管理者（渡辺博樹君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町指定金融機関の指定について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

地方自治法第235条第2項及び同施行令第168条第2項の規定により、令和5年7月1日から羽幌町指定金融機関に次の金融機関を指定する。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

指定金融機関の名称、留萌信用金庫。

提案理由であります、現在指定金融機関である株式会社北海道銀行より羽幌支店の店舗移転に伴い指定金融機関業務の継続が困難となるため、指定金融機関の契約を解除したい旨申出があったので、令和5年6月30日をもってその指定を解除し、新たに指定しようとするものであります。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第12号について質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 今回の条例改正については、新たなところとの契約……

○議長（森 淳君） 条例でない。

○7番（小寺光一君） ではないですか、条例ではないです。

それで、今指定金融機関等の契約の中で何年か前に金額というか、支払い、お金の月幾らとかというものがたしか今までは無料で来ていただいていたのですけれども、あるときからそれではやっていけないということで、月幾らかちょっと記憶にはないのですけれども、そういう契約というか、議会の中でたしかあったと思うのです。新たな指定金融機関との話合いの中でそういうお金もきっと絡んで話しているとは思っているのですけれども、その辺の状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 会計管理者、渡辺博樹君。

○会計管理者（渡辺博樹君） お答えします。

今定例会で議会の議決をいただきましたら、留萌信用金庫さんとはその部分についてはこれからの協議となります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 指定をしてから話合いでいいのか、その辺がちょっと分からないのですけれども、ある程度話合いをした中で踏襲してほしいとか、踏襲する予算を新年度予算に例えば6月までは今の指定金融機関さんと契約があるわけで、予算上はその辺はどうなっているのか、予算委員会は次なのですけれども、お金の面、例えばもっととか、

そういう話というのは事前にあってしかるべきなのかなとは思いますが、その辺は本当にこの議案の後の話合いでいいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 会計管理者、渡辺博樹君。

○会計管理者（渡辺博樹君） お答えします。

予算につきましても、当初予算については例年どおりの予算措置で計上しております。先ほども申しましたけれども、契約とか、そういう経費云々についてはまたこれからの協議になります。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今日の議案第12号につきましては、道銀が撤退することによる信金でいいかというお話でございますので、中身についてはこれから信金と決まってからお話しすることでございますので、よろしくご審議願いたいと思います。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 自分の質問は、いいか悪いかの判断の材料にそういうお金の面もついてくるのではないかなというふうに思うのです。なので、もちろん指定に関して撤退するわけですから、新たな指定はしなければいけないのですけれども、その辺はいつ頃までにきちんとした内容について出てくるのでしょうか。

ちなみに、今は月幾らぐらい支出しているのかというのも、現状のものが分かるのでしたら教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） お答えいたします。

年額で今現在で165万円です。今回ご審議いただくのは、先ほど町長が申しましたとおり認否でございます。留萌信用金庫さんが私どもの指定金融機関に合って事業をやっていただけるかどうかのご審議をいただくということでございます。事務の内容につきましては、契約内容につきましては、この後詳細を定めていきたいと思っております。

一応事務提要の中にも、議会の議決の要件の中に指定契約の内容まで議会を経ることを要求しているものではないということで、契約内容につきましてはこちらのほうで、羽幌町行政のほうで、行政というか、出納のほうで契約をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） そうしたら、あくまでも新しく指定しますというだけの、中身については議決があるのか分からないですけれども、予算が伴うものでしたらまた議会にかかってくると。内容については今のそのままの業態というか、今までどおりではなくなる可能性もあるけれども、あくまでも指定だけ今の議決が必要という認識で、それでよろしいのでしょうか。そういうふうに考えていますけれども、もし何か……

○議長（森 淳君） 副町長、鈴木典生君。

○副町長（鈴木典生君） 契約につきまして、行政で契約をさせていただきます。金額につきまして、予算を伴うものにつきましてはまた議会のほうと補正予算とか、何かそういう形では出るかもしれませんが、今の段階ではそこまでは考えてございません。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町指定金融機関の指定については原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第13号～議案第17号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第13号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第14、議案第14号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第15号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第16号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第17、議案第17号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億4,592万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,810万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了等による減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。4款衛生費、じんかい処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金、2事業合計3,131万4,000円の減額は、前年度繰越額の確定や同組合において昨年度から継続費を設定している施設整備事業に関して年割額が変更になったことなどによるものであります。造成工事請負費1,388万2,000円の減額は、旧産業廃棄物埋立処分場から新最終処分場への廃棄物の移設、埋立工事が完了したことによるものであります。

次に、8款土木費、住宅建設費において工事請負費1,349万2,000円の減額は、額の確定によるものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金1,967万1,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定や執行見込みなどによるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。1款町税、固定資産税において滞納繰越分1,318万8,000円の増額は、徴収実績及び今後の徴収見込みによるものであります。

次に、7款地方消費税交付金において1,360万3,000円の減額は、交付実績によるものであります。

次に、10款地方交付税において普通地方交付税6,596万5,000円の増額は、追加交付決定によるものであります。

次に、18款繰入金において財政調整基金繰入金2億7,615万6,000円の減額は、収支見込みから減額するものであります。

このほか、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、各事業の確定などによる減額及び増額となっております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,754万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,146万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款保険給付費、療養諸費において負担金補助及び交付金3,732万4,000円の増額は、医療費及び高額療養費の増加見込みによるものであります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険税の減額などから、支払い準備基金繰入金へ財源更正するものであります。

次に、5款諸支出金において償還金利子及び割引料21万8,000円の増額は、保険給付費等に係る過年度分交付金等の額確定に伴う返還金であります。

歳入につきましては、対象世帯の所得額減少により国民健康保険税を減額したほか、執行見込みなどによる道支出金等の特定財源や繰入金を増額しておりますが、一般会計繰入金につきましては対象経費の減少に伴い減額しております。

続いて、後期高齢者医療特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額

から歳入歳出それぞれ331万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,324万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において療養給付費負担金331万6,000円の減額は、広域連合に対する保険基盤安定負担金の額確定によるものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,832万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,882万6,000円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で1款総務費、一般管理費において給料169万円、職員手当等101万8,000円、共済費75万円の各減額は人事異動等によるものであります。

次に、2款保険給付費、介護サービス等給付費において負担金補助及び交付金2,000万円の減額は、介護サービス利用料等の減少傾向によるものであります。

次に、3款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において負担金補助及び交付金1,198万6,000円の減額は、介護予防・生活支援サービス利用者数の減少によるものであります。

同じく包括的支援事業・任意事業費において生活支援体制整備事業総額25万1,000円の減額は、事業完了によるものであります。

次に、サービス事業勘定の歳出1款総務費、事業管理費において期末勤勉手当30万円の減額は人事異動によるものであり、会計年度任用職員人件費総額232万5,000円の減額は、介護支援専門員1名について年度途中での採用となったことによるものであります。

歳入につきましては、事業費の実績見込みなどにより特定財源などを増減したほか、一般会計繰入金につきましては各勘定ともに減額しております。

続いて、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,131万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,065万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において職員人件費総額107万6,000円、会計年度任用職員人件費総額16万2,000円の各減額は執行見込みによるものであり、地方公営企業法適用関係業務委託料5万5,000円の減額は、額の確定によるものであります。

同じく、施設管理費において需用費110万円、委託料430万2,000円の各減額は、事業の完了や執行見込みによるものであります。

次に、2款事業費、下水道建設費において実施設計委託料652万円、公共下水道整備工事請負費810万3,000円の各減額は、事業の完了や額の確定によるものでありま

す。

歳入につきましては、事業費の確定等により国庫補助金などの特定財源のほか、一般会計繰入金につきましても減額しております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計6ページをお開き願います。第2表、継続費補正であります。衛生施設組合負担金事業につきまして同組合が実施している新一般廃棄物処理施設等建設事業に係る国庫補助金額が増加したことなどにより構成町村の負担額が減少いたしますことなどから、事業費総額及び年割額を変更するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。事業の完了などにより限度額を増減しております。御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

26ページをお開き願います。1款議会費において管内町村議長会負担金32万9,000円、議員期末手当53万8,000円、行政視察事業82万3,000円の各減額は、額の確定によるものであり、離島地区行政視察事業26万5,000円、内灘町議会親善訪問受入事業50万円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止によるものであります。

27ページを御覧ください。2款総務費、一般管理費において一般管理業務経費総額185万4,000円の減額は、実績及び執行見込みによるものであり、光熱水費68万1,000円の増額は、電気料金の値上げによるものであります。

同じく、財産管理費において町有施設解体工事請負費138万5,000円の減額は、額の確定によるものであります。

28ページをお開き願います。企画費において情報通信基盤施設管理運営事業40万円の減額は、執行見込みによるものであり、国際交流支援事業15万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業が中止となったことによるものであります。離島再生可能エネルギー推進事業30万円、離島魅力発信事業59万3,000円、企業等連携事業41万6,000円、地域おこし協力隊事業205万6,000円の各減額は、事業の完了及び執行見込みによるものであります。

29ページを御覧ください。まちづくり応援寄付金推進事業607万3,000円の増額は、まちづくり応援寄付金の増額見込みによるものであり、地域魅力PR事業58万8,000円、移住定住促進事業44万5,000円、30ページになりますが、都市間交流事業70万4,000円の各減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止や一部中止によるものであります。

31ページを御覧ください。自治振興費において離島航路事業運営補助金500万7,000円の減額は、額の確定によるものであり、公園管理委託料71万円の減額は、農村公園の草刈り業務について町直営により実施したことによるものであります。次の空き家対策事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の総枠調整による財源調整であります。

同じく、税務管理費において電算システム改修委託料132万円の減額は、通常の保守業務の範囲内での対応が可能となったことによるものであります。

32ページをお開き願います。参議院議員通常選挙費57万3,000円の減額は、事業の完了によるものであります。

33ページを御覧ください。町長選挙費416万6,000円の減額につきましても、事業の完了によるものであります。

34ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において町社会福祉協議会補助金40万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため敬老の集いが中止となったことによるものであり、障がい者自立支援事業720万円の減額は、執行見込みによるものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金44万1,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであり、高齢者福祉ハイヤー事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の総枠調整により財源更正を行うものであります。

35ページを御覧ください。介護福祉費において老人福祉施設措置費239万9,000円の減額は、執行見込みによるものであり、介護保険事業特別会計繰出金1,307万6,000円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。介護サービス基盤整備事業補助金70万3,000円の減額は、執行見込みによるものであります。

同じく、後期高齢者医療費において療養給付費負担金292万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金331万6,000円の各減額は、広域連合に対する療養給付費負担金及び保険基盤安定化負担金の確定によるものであります。

36ページをお開き願います。児童福祉費において一時預かり事業業務委託料126万8,000円の減額、施設型給付費負担金466万6,000円の増額、保育士等修学資金貸付金120万円の減額は、いずれも執行見込みによるものであります。

37ページを御覧ください。児童措置費において児童手当給付事業194万円の減額は、支給区分により増減がありますが、給付対象児童総数の減によるものであり、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業145万円、北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業29万円の各減額は、いずれも給付見込みによるものであります。

38ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において助産師看護師修学基金積立金60万円の増額は、修学資金返還者数の増加によるものであり、二次救急医療体制確保負担金166万1,000円の減額は、額の確定によるものであります。次の医師確保対策事業につきましては、特定財源であります過疎債ソフト分の総枠調整により財源更正を行うものであります。

同じく、健康センター運営費において需用費50万9,000円の増額は、燃料価格の高騰及び電気料金の値上げにより燃料費及び光熱水費を増額するものであります。

39ページを御覧ください。環境衛生費において合併処理浄化槽設置事業補助金126万3,000円の減額は、執行見込みによるものであります。

同じく、じんかい処理費においてし尿処理事業510万8,000円の減額は、し尿前処理施設に係る運転管理業務委託料及び負担金額の確定によるものであります。

40ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業委員会費において旅費47万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修会等を中止したことによるものであります。

同じく、農業振興費において農業後継者対策事業補助金51万3,000円の減額は、執行見込みによるものであり、農業振興対策事業64万2,000円の減額は、事業の完了によるものであります。

41ページを御覧ください。畜産業費において畜産担い手育成総合整備事業委託料85万5,000円の減額は、執行見込みによるものであります。

同じく、農地費において農地整備事業負担金594万円の減額は、事業量の減少によるものであり、基幹水利施設管理事業については特定財源であります道支出金が増額されたことから、財源更正するものであります。

42ページをお開き願います。町有林費において林道整備業務委託料6万円の減額は、事業の完了によるものであります。

同じく、林業振興費において私有林等整備推進事業174万5,000円の減額は、執行見込みによるものであり、天売地区共生保安林管理事業7万7,000円の減額は、事業の完了によるものであります。森林環境譲与税基金積立金53万5,000円の減額は、譲与見込額の減によるものであり、私有林等整備事業492万5,000円の減額は、事業の完了によるものであります。

43ページを御覧ください。水産業振興費において漁業後継者等育成事業交付金205万円の減額は、執行見込みによるものであり、離島活性化事業補助金90万1,000円の増額は、補助対象事業費の増加によるものであります。外国人技能実習生受入支援交付金360万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により技能実習生の受入れが延期されたことによるものであります。

44ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費においてハートタウンはぼろ運営事業87万円の増額は、執行見込みによる消耗品費の減額及び電気料金の値上がりによ

る光熱水費の増額であります。商工青年部地域活性化事業補助金 82 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止及び縮小したことによるものであり、中小企業振興資金利子補給金 31 万 6,000 円の増額は、補給件数の増加によるものであります。企業振興促進補助金 78 万 9,000 円、6 次産業化推進事業補助金 100 万円、中小企業者支援事業補助金 190 万円、企業従業員住宅建設促進事業補助金 100 万円の各減額は、執行見込みによるものであります。まちづくり事業基金積立金 21 万 7,000 円の減額は、商業複合施設運営に係る収支見込みによるものであります。

45 ページを御覧ください。観光費において観光協会支部事業補助金 74 万 7,000 円、はぼろ甘エビまつり事業補助金 32 万 4,000 円の各減額は、事業の完了によるものであります。観光協会補助事業、サンセットプラザ運営事業、観光誘客推進事業につきましては、それぞれ特定財源が増加したことから、財源更正するものであります。

46 ページをお開き願います。8 款土木費、地籍調査費につきましては、特定財源であります道支出金が減額となりましたことから、財源更正するものであります。

47 ページを御覧ください。道路橋梁費において橋梁長寿命化事業 52 万 9,000 円の減額は、事業の完了によるものであります。

同じく、道路維持費において除排雪事業につきましては、特定財源であります国庫支出金が減額となりましたことから、財源更正するものであります。

同じく、道路新設改良費において道路整備工事請負費 28 万 4,000 円の減額は、事業の完了によるものであります。

48 ページをお開き願います。都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金 42 万 1,000 円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

同じく、住宅管理費において公営住宅運営事業につきましては、特定財源であります国庫支出金が減額となりましたことから、財源更正するものであります。

49 ページを御覧ください。9 款消防費、災害対策費において水難所記念事業補助金 30 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業が中止となったことによるものであります。

50 ページをお開き願います。10 款教育費、社会教育費において社会教育業務経費 12 万円の減額は、事業の完了によるものであり、中野北溟作品表具委託料 135 万円の減額は、協議により本年度での事業実施を見送ったことによるものであります。芸術鑑賞・講演事業及び芸術鑑賞事業（天売・焼尻芸術劇場）につきましては、市町村振興協会交付金が交付決定されたことから、それぞれ財源更正するものであります。

同じく、公民館費において燃料費 33 万 7,000 円の増額は、燃油価格高騰によるものであり、施設用備品購入費 25 万 5,000 円の減額は、額の確定によるものであります。

51 ページを御覧ください。体育振興費においておろろんウインターフェスティバル開催事業補助金 80 万 3,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により

事業が中止となったことによるものであります。

同じく、体育施設費においてスキー場施設管理事業28万3,000円、スポーツ公園施設管理事業692万8,000円、総合体育館改修事業361万9,000円の各減額は、いずれも事業の完了によるものであります。

52ページをお開き願います。12款公債費において償還金利子及び割引料359万1,000円の減額は、令和3年度同意地方債に係る償還額の確定によるものであります。

53ページを御覧ください。13款諸支出金、職員給与費において総額5,406万5,000円の減額は、執行見込みにより各経費を減額するものであります。

55ページから57ページにつきましては、給与費明細書の状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審査の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第13号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 31ページの離島航路運航補助事業500万7,000円の減額です。これは当初予算では502万ということでしたけれども、大幅なこの減額というのはどんな内容か説明いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

この部分につきましては、当初予算でつけていたものに対して国の補助の査定の結果、国費補助となるもの以外の部分について町で単独補助という形で見ているものです。それで、その国費補助の査定の結果、当初の予算を下回ったということでその部分を減額しているというような状況になっています。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それだけでは僕分かりませんが、国でその補助するかどうかを決めたのがこの予算よりもぐっと下がっていたという、そういう考えなのですか。ちょっとすみませんが、分かりやすく教えてください。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

当初の予算では、これに係るものの部分で従前から覚書に基づいて定めたものがございまして、その覚書の額の満度を予算化をしていたのです。ただ、実際のところは先ほど申し上げましたように、国の補助の査定によって思ったほど町単独で補助する額が下がったものですから、少なかったものですから、その分がこの結果に反映をして減額したというところがございます。予定より少なかったということです。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第6号、議案第10号～議案第11号、議案第18号～議案第25号

○議長（森 淳君） 日程第18、議案第5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第22、議案第18号 令和5年度羽幌町一般会計予算、日程第23、議案第19号 令和5年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第24、議案第20号 令和5年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第25、議案第21号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第26、議案第22号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第27、議案第23号 令和5年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第28、議案第24号 令和5年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第29、議案第25号 令和5年度羽幌町水道事業会計予算、以上12件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めるとします。

日程第18、議案第5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第5号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税によります事業の区分を明確にし、寄附金の有効活用を図るべく、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

それでは、改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております新旧対照表と併せて御覧いただければと思います。

羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例。

羽幌町まちづくり応援寄付条例（平成20年羽幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

第4号、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定により認定を受けた地域再生計画（同条第4項第2号に規定する事項について記載したものに限り。）に基づき実施する事業。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第19、議案第6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、飯作昌巳君。

○社会教育課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町総合体育館使用料の緩和措置期間が本年3月末で満了となりますことから、新たな使用料を規定するため、改正しようとするものであります。

総合体育館の使用料につきましては、令和3年度からの直営管理移行に伴いまして、これまで指定管理者が設定していた利用料金が廃止され、条例に規定する使用料に戻ることであり、結果金額が上昇し、利用者の負担が増加することから、料金の激変緩和と改めての金額設定が必要との観点から、引き続き従前の金額とする旨を今年度末までの時限措置として規定をしておりますが、新年度からは料金検討のためのアンケート結果や公民館など、他の社会教育施設との整合性などを踏まえまして、これまでの金額を継続するものとして、本則にその金額を規定するため、改正するものでございます。

それでは、改正文を朗読いたします。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和47年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表の内容につきましては、御覧をいただきまして朗読は省略をさせていただきます。

また、次のページを御覧いただきまして、一番最後になりますが、附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上が改正内容の説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第20、議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第10号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、令和5年4月1日診療分より受給資格要件の対象年齢を拡大するため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。

乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

乳幼児等医療費の支給に関する条例（平成16年羽幌町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、乳幼児等医療費の支給に関する条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示してあります。

それでは、改正内容は高校生を含む18歳まで医療費無償化の対象年齢とするため、第2条第1項中の15歳を18歳に改め、より明文化するために3月31日までの者を3月31日までの間にある者に改正しようとするものであります。

第3条第2号及び第5条第1項の改正につきましては、法令番号の追加及び削除であります。

ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

準備行為、2、この条例による改正後の乳幼児等医療費の支給に関する条例第4条の規定による受給者証の交付に際し、必要な準備行為はこの条例の施行の前においても行うことができる。

経過措置、3、この条例の施行日前において生じた医療費の支給、その他については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第21、議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第11号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容について説明申し上げます。

令和5年3月7日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しを行うため、改正しようとするものであります。

羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険条例（昭和34年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正内容ですが、出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において令和4年度の全施設の出産費用の平均額、推移等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことにより、第5条第1項中の出産育児一時金40万8,000円を48万8,000円に引き上げ、産科医療補償制度の掛金に係る加算分1万2,000円を含む総額42万円から50万円に改正しようとするものであります。

ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 次に、日程第22、議案第18号、日程第23、議案第19号、日程第24、議案第20号、日程第25、議案第21号、日程第26、議案第22号、日程第27、議案第23号、日程第28、議案第24号、日程第29、議案第25号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました令和5年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると景気はこのところ一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直しているとされ、先行きについてはウィズコロナの下で各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動などの影響や、中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があるとして、依然として不透明な状況にあります。このような情勢の中、国の令和5年度予算につきましては昨年12月23日に閣議決定され、1月23日、国会に提出されたところであります。その予算編成に当たり基本的な考え方として、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、デジタルトランスフォーメーションなど、成長分野への大胆な投資、少子化対策、こども政策の充実などを含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で1段高い成長経路に乗せていくことを目指すこととされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は約9兆400億円で、前年度対比1兆4,400億円、1.6%の増となっており、地方交付税は1兆3,611億円で、前年度対比3,073億円、1.7%の増加、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債は9,946億円で、前年度対比7,859億円、44.1%の減少、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は1兆3,557億円で、前年度対比4,786億円、2.4%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般会計総額は6兆535億円となっており、前年度対比1兆1,900億円、1.9%の増加となっております。このような国の動向も踏まえ、本町の予算編成に当たりましては、まちづくりの指針であります羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画などに基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握し見込むこととし、自主財源である町税は、地域経済の状況を見極めながら、徴収率の向上と適正な滞納対策に努め、確実な収入を見込むものであります。また、町債につきましては、将来の財政負担を考慮し、事業内容に応じて交付税措置のある起債を優先し、借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足については財政調整基金の繰入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰入れを行っております。

次に、歳出であります。経常費については一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成する枠配分方式を、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの審査、査定を経て予算編成する積み上げ方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、成果が上がっていない事業や必要性が低下した事業につきましては事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、真に必要な事業の取捨選択を徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、インフラ資産や公共施設に係る維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見極め、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものがあります。4点目は、住民ニーズへの対応であり、様々な場面を通じた町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施による効果や必要性を十分検討した上で予算に反映させるものがあります。5点目は、予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのかなど分かりやすく公表するものがあります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況であります。一般会計70億8,600万円と6つの特別会計を合わせた総額は96億1,600万円で、前年度対比1,300万円、0.1%の減少となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります。町税は7億3,325万3,000円、前年度対比1,316万2,000円、1.8%の増加を見込み、地方交付税は32億458万7,000円、前年度対比1億8,918万7,000円、6.3%の増加を見込んでおります。また、国庫支出金は、スポーツ公園、陸上競技場改修工事の完了などにより3億8,991万6,000円、前年度対比1億7,355万4,000円、30.8%の減少を見込んでおります。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額50億3,259万2,000円、前年度対比1億8,949万2,000円、3.9%の増加、臨時費では総額20億5,340万8,000円、前年度対比1億8,549万2,000円、8.3%の減少となつて

おり、合計では400万、0.1%の増加となったものであります。

次に、令和5年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、札幌ベルエポック製菓調理専門学校との包括連携協定による様々な取組を行うほか、都市間交流事業として神奈川県海老名市との交流事業を継続するなど地域活性化を図ってまいります。また、シングルペアレント移住雇用マッチング事業や移住就業支援事業、地域おこし協力隊員の配置を継続するなど移住定住促進を図ってまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区で実施している子育て中の親子の交流事業や育児相談などを継続し、子育てへの不安緩和を図ってまいります。また、重度・ひとり親医療給付拡大事業及び乳幼児等医療給付拡大事業により医療費の無償化に係る対象を18歳以下までと拡大し、子育て全体の負担軽減を図ってまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師等の確保を目指すほか、任意予防接種費用助成事業ではインフルエンザ予防接種について助成対象を18歳以下までに拡大し、子供の疾病予防を図ってまいります。また、新たな取組として助産院等との連携による母親の身体的回復や心理的安定への支援を行う産後ケア事業を実施し、産後の不安解消を図ってまいります。生活環境では、産業廃棄物処理場の埋立超過によって令和4年度で移設が完了したことから、新処分場の閉鎖に向けた対応を進めるほか、空き家の改修や解体への補助を行う空き家対策事業を継続し、生活環境の改善を図ってまいります。道路関連では、南3条通り舗装修繕工事や北2条通り歩道整備工事等を行うほか、橋梁長寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。また、河川施設管理では河川樋門扉体更新工事を行うなど、適切な施設管理に努めてまいります。環境対策では、環境を守る基本計画に掲げる海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目的としたシーバードフレンドリー認証制度の取組に対し引き続き補助いたします。次に、産業振興であります。農業では、農業担い手対策事業による新規就農者等への補助を継続するほか、畜産担い手育成総合整備事業による高台地区の草地改良や農業農村整備事業による用排水施設整備を行うなど、生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。また、焼尻めん羊牧場については安定した羊肉及び種畜の供給を目指すほか、酪農学園大学との連携事業を継続し、より適正な牧場管理体制の構築を図ってまいります。林業では、町有林整備事業や豊かな森づくり推進事業などを継続するほか、森林環境譲与税を財源とした私有林等整備事業により国や道の補助を受けられない私有林等の森林整備へ支援を行い、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、新規漁業就業者等の育成を図るための支援や、刺し網被害に対する支援、外国人技能実習生を受け入れる漁業者への支援などを継続するほか、令和4年度から北るもい漁業協同組合が事業主体となって実施しているホタテ増養殖作業小屋背後地の舗装整備の補助につきましても継続し、漁業振興の充実を図ってまいります。商工業では、中小企業者持続化支援事業や企業振興促進事業など各種補助を継続し、中小企業者などの事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業を継続するほか、外国人技能実習生を受け入れている水産加工業者に対

する支援を行い、雇用環境の維持や従業者の確保を図ってまいります。観光振興では、いきいき交流センターなどの観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度から中止となっていた焼尻めん羊まつりについては、令和5年度の開催へ向けた情勢が整ったため、事業実施への補助等を行うなど観光客の増加を図ってまいります。防災関連では、引き続き防災用資機材の確保を図るほか、令和4年度に構築した災害時等での被災、通行止め情報等をリアルタイムで発信が可能なウェブ版ハザードマップを運用するなど、災害対策を充実させてまいります。学校教育関連では、教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの派遣による教師の負担軽減と障がいや様々な悩みを抱える児童・生徒へのサポートや支援を継続するほか、各小中学校における教師用デジタル教科書の活用を継続し、児童・生徒が主体的に考え、学ぶ環境の整備を図ってまいります。また、令和6年度の着工に向け、天売複合化施設建設に係る各種手続や、焼尻小中学校建て替えに係る建設業務等を実施いたします。社会教育関連では、のびのび子育て教室や芸術鑑賞事業の実施、スポーツ教室の開催、マラソン大会やおろろんウィンターフェスティバル等への開催補助などにより、子供から大人まで広く芸術やスポーツに触れ、親しむ機会の充実を図ってまいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は9億500万円で、前年度対比1,200万円、1.3%の増加となっております。これは、療養費負担金の増加などが主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億5,000万円で、前年度対比300万円、2.0%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は9億9,600万円で、前年度対比5,100万円、4.9%の減少となっており、これは保険事業勘定で介護サービス等給付費が減少したことと、介護サービス事業勘定で特別養護老人ホーム建設に係る起債償還の一部が完了したことにより公債費が減少したことが主な要因であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4億1,300万円で、前年度対比1,700万円、4.3%の増加となっております。これは、積算対象者の変更に伴う職員人件費の増加や光熱費等、増加等が主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,900万円で、前年度対比200万円、4.3%の増加となっております。これは、水質検査料や光熱水費の増加などが主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,700万円で、

前年度と同額となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。事業の予定量は、給水戸数3,211戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億1,863万8,000円など、水道事業収益総額2億3,433万円に対し、支出では浄水場運転管理委託料など原水及び浄水費に6,807万6,000円、量水器取替え工事など配水及び給水費に5,427万7,000円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,738万4,000円、減価償却費に5,749万円、企業債利息に969万6,000円など、水道事業費用総額は2億3,373万9,000円を予定し、税引き後の収益で292万4,000円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、企業債借入れによる収入総額が3,130万円に対し支出は建設改良費に4,016万1,000円、企業債償還金に5,957万2,000円、総額9,973万3,000円、収支差引き6,843万3,000円の不足となり、その全額を損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。今後も事業の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存であります。

以上が令和5年度一般会計及び各特別会計予算及び水道事業会計予算の概要であります。

最後になりますが、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などによるエネルギー、食料価格の高騰などにより本町も景気の低迷が懸念されますが、今後の行財政運営につきましても限られた財源を効率的かつ効果的な事業へ配分することにより地域の活性化や安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、将来を見据えた身の丈に合った健全な財政運営を堅持していけるよう努めてまいる所存でありますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で令和5年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第30、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、令和5年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に4番、阿部和也君、副委員長に5番、工藤正幸君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長(森 淳君) お諮りします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算並びに予算関連議案審議のため、これから3月10日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、これから3月10日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(森 淳君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時23分)